

和解することについて

下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月23日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 和解に係る事故の概要

平成31年1月26日（土）午後1時10分頃、周南市大字八代の周南市鶴いこの里交流センターにおいて、相手方が施設内の倉庫に入室しようとした際、八代小学校の教員が倉庫内から扉に立て掛けていた長机7卓が倒れ、相手方が負傷した事故

2 相手方

住所

氏名

3 和解条項

- (1) 周南市は、相手方に対し、既払金243,297円のほか、本件事故に関する一切の損害賠償に関する解決金として、金1,652,745円を相手方指定口座に支払う。
- (2) 本件示談の他、周南市、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。